

## 移住された方への支援

### ◎三好市空き家情報登録制度（空き家バンク）に登録し、空き家に入居された移住者

1. 空き家移住奨励金 1世帯当たり：四国外（東京都・京都府・大阪府・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・兵庫県）からの移住 30万円  
1世帯当たり：四国外（上記を除く地域）からの移住 10万円  
1世帯当たり：四国内（徳島県を除く地域）からの移住 5万円  
※若年子育て世帯は、それぞれ2を乗じた額
2. 空き家改修補助金 移住者又は所有者等：補助率は3分の2以内、家財撤去のみの場合は、限度額10万円、 空き家改修及び家財撤去の場合は限度額200万円

- ・ [三好市空き家情報登録制度設置要綱](#)
- ・ [三好市移住者支援事業補助金交付要綱](#)

### ◎三好市特定地域づくり事業協同組合への就職者は、三好市お試し住宅条例及び同施行規則に定めるところにより三好市お試し住宅が利用できます。

名 称	使 用 料	使用期間
シンヤマお試し住宅 (1部屋及び共用部分)	(1) 使用開始以降1箇月未満 1,200円 (2) 使用開始以降1箇月以上 1箇月につき 24,000円	使用開始日から 起算して4日以上 2箇月以内
州津お試し施設	(1) 使用開始日以降1箇月未満 1日につき 2,000円 (2) 使用開始日以降1カ月以上 1箇月につき 41,000円	使用開始日から 起算して4日以上 6箇月以内
マチお試し住宅1階	(1) 使用開始日以降1箇月未満 1日につき 1,500円 (2) 使用開始日以降1カ月以上 1箇月につき 31,000円	使用開始日から 起算して4日以上 6箇月以内
マチお試し住宅2階	(1) 使用開始日以降1箇月未満 1日につき 1,300円 (2) 使用開始日以降1カ月以上 1箇月につき 26,000円	使用開始日から 起算して4日以上 6箇月以内

- ・ [三好市お試し住宅条例](#)
- ・ [三好市お試し住宅条例施行規則](#)

□お問い合わせ・応募先

〒778-8501

徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2 企画財政部地方創生推進課

TEL: 0883-72-7607 FAX: 0883-72-72021

E-Mail: [chihouseiseisuisin@tokushima-miyoshi.lg.jp](mailto:chihouseiseisuisin@tokushima-miyoshi.lg.jp)

◎市内の事業所に就職した新卒者及び本市の住民基本台帳に記載されたU I J ターン者（就職してから6箇月以上勤務しており、かつ、その後も継続して勤務する意思があること。）

1. 対象就職者 1人当たり: 20万円

「東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）」1人当たり: 30万円

2. 市内の賃貸住宅に入居した対象就職者への家賃補助: 月額1万5千円を上限とした家賃の2分の1以内

家賃補助の交付対象となる期間は、正規雇用で就職を開始した日（対象就業者の転入日が就職を開始した日より遅い場合にあっては転入日）を含む月から24箇月

・ 三好市新卒者等就職促進事業補助金交付要綱

□お問い合わせ・応募先

〒778-8501

徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2 産業観光部商工政策課

TEL: 0883-72-7645 FAX: 0883-76-0203

E-Mail: [shoukouseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp](mailto:shoukouseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp)